

# 学校生活を送るにあたって

藤井寺工科高等学校 定時制の課程

## 1 生徒心得

すべての生徒諸君が楽しく、豊かな学校生活を送るためのルールです。一人ひとりが自主的に守ることで、より良い校風ができあがっていきます。

### (1) 一般的心得

- ① 服装は学習する場にふさわしい、華美でなく、清潔で品位のあるものとする。
- ② 校舎内は上履き、体育館では、室内用シューズを使用すること。
- ③ 学校生活に不必要なものを持って登校しないこと。  
(多額の現金、貴重品は持って来ないこと)
- ④ 法律で禁じられている事をしないこと。(喫煙、飲酒など)
- ⑤ 校内は、本校関係者以外立ち入り禁止です。友人を呼ばないこと。
- ⑥ 校内の施設・設備は大切に使用すること。破損した場合はすみやかに先生に報告し、その指示に従うこと。(原則として実費弁償)
- ⑦ 生徒用トイレを使用し、来客・職員用トイレを使用しないこと。
- ⑧ 下足ロッカーは指定された場所を使用し、施錠すること。

### (2) 授業の受け方および教室での心得

- ① 学習意欲を持って授業を受けること。
- ② 授業開始のチャイムと共に教室に入り、決められた席に着くこと。
- ③ 教科書、ノートや筆記用具などを持って来ること。
- ④ 私語や飲食や携帯電話など、授業の進行を妨害するような言動をしないこと。
- ⑤ 体育・実習などの時間には貴重品を身につけておくか、先生に預けること。
- ⑥ 遅刻したときは、その旨を担当の先生に報告すること。

### (3) 友だちとのつきあい

有意義な高校生活を送るためには、励まし合ったり、友だち同士で助け合うことが大切です。いじめや使い走りをさせるようなことがあってはなりません。次のことに注意して下さい。

- ① いじめ、暴力行為、恐喝行為など、学校内・学校外を問わず、どのようなささいなことでも必ず届け出るようにしてください。初期の段階で対策を打つことが、問題の解決に繋がるからです。自分が我慢していれば、いずれなくなるだろう、届けたことで仕返しが怖いなどと考えると、ますますエスカレートしていく原因になります。また、それだけ解決が困難になっていきます。生徒、保護者、学校の相互連携が必要です。三者が、どのような事でも連絡し合い、相談し合って問題を解決していきましょう。（電話相談「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310）
- ② さぼりや非行など悪い誘惑を断わる勇気をもってください。
- ③ 友だちの間で安易に仕事を紹介したり、紹介してもらったりしないこと。
- ④ 金品の貸し借りや売買をしないこと。また、強要しないこと。
- ⑤ 異性との交際は、学生としての節度を守ること。

#### (4) 通学方法

- ① できるだけ公共の交通機関を利用すること。
- ② 四輪自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学は届出制です。
- ③ 届け出た通学方法や通学経路を守ること。  
(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となることがあります)
- ④ 下校は、夜間となるため安全な通学経路を確認しておくこと。

#### (5) 給食について (現在停止中)

給食は現在停止中ですが、食堂が17時から21時15分ごろまで利用できます。

#### (6) 掃除について

教室等は、全日制課程と定時制課程の共用です。互いに美しい環境で学習できるよう心がけてください。

## 2 懲戒処分について

学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反する行動に対して、教育上必要と認める場合には、指導、厳重注意、懲戒処分（訓告、停学）を行います。懲戒処分（訓告、停学）の申し渡しには保護者の付添いが必要です。問題となる行動はおよそ次の通りです。

### ① 素行不良

- 窃盗、万引、恐喝、暴力などの行為
- 喫煙、飲酒、薬物使用、無免許運転・暴走など道路交通法等に違反する行為  
(成人した者でも学校生活においては懲戒の対象とします)

### ② その他、学校の秩序を乱す行為

### ③ 以上の行為について、未遂、同行、協力した場合

## 3 車両通学について

- ① 車両通学は交通ルールを守り、登校後は所定の場所に置くこと。学校周辺への駐輪および学校の正門玄関付近に置くことは禁止します。
- ② 原動機付自転車、自動二輪車、四輪自動車による通学は届出制です。必ず所定の申請書と必要書類を提出すること。整備不良、不正改造車両は許可できません。
- ③ 交通ルール等を守ることができない場合、車両通学を禁止します。

## 4 交通安全の心得

近年、高校生の死亡事故が多発しています。将来のある青少年が交通事故によってけがをし、死亡することは、保護者にとっても学校にとっても耐えられないことです。

安全に生活するためには、十分な交通ルールに対する認識と、それをみんなで守ることが大切です。

### ○ 緊急連絡先

羽曳野警察署	072-952-1234
青山病院	072-953-1211
藤本病院	072-958-5566
藤井寺工科高校	072-955-0281